

令和8年2月市議会定例会

参 考 資 料

< 議第22号 >

焼 津 市

令和 8 年 2 月市議会定例会  
参 考 資 料 目 次

議案番号	件 目	頁
議第22号	焼津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	1

議第22号 焼津市手数料条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

旧	新																
<p>焼津市手数料条例</p> <p>本則 略 附則 略 別表(第3条関係) (1) ～ 略 (9)</p> <p>(10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知1件につき次の表に掲げる額</p>	<p>焼津市手数料条例</p> <p>平成12年3月29日条例第13号</p> <p>本則 略 附則 略 別表(第3条関係) (1) ～ 略 (9)</p> <p>(10) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知1件につき次の表に掲げる額</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以下のもの</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	30平方メートル以下のもの	10,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	28,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>床面積の合計</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30平方メートル以下のもの (以下この号、第13号、第16号及び第17号において「申請等建築物」という。)の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 その他の場合</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの</td> <td>14,900円 19,100円</td> </tr> <tr> <td>100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの</td> <td>29,200円 25,300円</td> </tr> </tbody> </table>	床面積の合計	金額	30平方メートル以下のもの (以下この号、第13号、第16号及び第17号において「申請等建築物」という。)の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 その他の場合	11,000円	30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	14,900円 19,100円	100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	29,200円 25,300円
床面積の合計	金額																
30平方メートル以下のもの	10,000円																
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円																
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	28,000円																
床面積の合計	金額																
30平方メートル以下のもの (以下この号、第13号、第16号及び第17号において「申請等建築物」という。)の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合 その他の場合	11,000円																
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	14,900円 19,100円																
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	29,200円 25,300円																

200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	38,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	68,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	96,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	210,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	360,000円
5万平方メートルを超えるもの	660,000円

備考

ア 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。

- (ア) 建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積）
- (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（エ）に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 確認申請又は計画通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次号の表に掲げる額を加えた額

建築物である場合	
その他の場合	40,200円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	53,200円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	76,300円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	134,200円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	148,400円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	307,100円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	407,300円
5万平方メートルを超えるもの	667,200円

備考

ア 床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める面積について算定する。

- (ア) 建築物を建築する場合（イ）に掲げる場合及び移転する場合を除く。）当該建築に係る部分の床面積
- (イ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分については、当該増加する部分の床面積）
- (ウ) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合（エ）に掲げる場合を除く。）当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

(エ) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

イ 確認申請又は計画通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次号の表に掲げる額を加えた額

とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）である場合にあっては、これらの規定が適用される建築物1棟ごとに、この表に掲げる額に、次の表に掲げる額を加えた額とする。

区分		金額
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合	一戸建ての住宅	13,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	13,000円
	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	24,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	34,000円
	申請等戸数が3戸以上10戸以下のもの	46,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	62,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	82,000円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	104,000円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000円
申請等戸数が301戸以上のもの	6,000円	
確認を受けた	一戸建ての住宅	

額とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第2条第1項第1号又は第2項の規定が適用される建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物を除く。）である場合にあっては、これらの規定が適用される建築物1棟ごとに、この表に掲げる額に、次の表に掲げる額を加えた額とする。

区分		金額
確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合以外の場合	一戸建ての住宅	14,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	14,000円
	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	25,500円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	35,400円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	48,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	64,700円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	85,400円
	申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	107,500円
	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	143,800円
	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
申請等戸数が301戸以上のもの	7,000円	
確認を受けた	一戸建ての住宅	

建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	6,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,000円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	23,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	31,000円
		申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	41,000円
		申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	52,000円
		申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	69,000円
		申請等戸数が301戸以上のもの	86,000円

(11) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築設備の設置に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づき建築設備の設置に関する計画の通知1件につき次の表に掲げる額（1建築設備を1件とする。）

建築設備の種類		金額
小荷物専用昇降機	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合 その他の場合	6,000円
その他の建築設備	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 その他の場合	8,000円 10,000円 18,000円

(12) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条

建築物の計画を変更して建築物を建築する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請等戸数が1戸のもの	7,000円
		申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	12,700円
		申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,700円
		申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	24,000円
		申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	32,300円
		申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	42,700円
		申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	53,800円
		申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	71,900円
		申請等戸数が301戸以上のもの	88,000円

(11) 建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づき建築設備の設置に関する確認の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づき建築設備の設置に関する計画の通知1件につき次の表に掲げる額（1建築設備を1件とする。）

建築設備の種類		金額
小荷物専用昇降機	確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更をして小荷物専用昇降機を設置する場合 その他の場合	6,800円
その他の建築設備	確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合 その他の場合	9,700円 10,600円 20,900円

(12) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第6条

第1項の規定に基づき工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づき工作物の築造に関する計画の通知 1件につき17,000円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合には、9,000円）（1工作物を1件とする。）

(13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づき建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づき建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	15,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	24,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	33,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	55,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	74,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以上のもの	171,000円

第1項の規定に基づき工作物の築造に関する確認の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第2項の規定に基づき工作物の築造に関する計画の通知 1件につき17,700円（確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合には、9,700円）（1工作物を1件とする。）

(13) 建築基準法第7条第1項の規定に基づき建築物の完了検査の申請又は同法第18条第20項の規定に基づき建築物の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	13,600円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	19,300円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	18,500円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	28,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	25,400円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	40,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	55,200円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以上のもの	60,900円
	74,900円
	83,600円
	153,800円

下のもの	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	244,000円
5万平方メートルを超えるもの	449,000円

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第58号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、この表に掲げる額に、建築物1棟ごとに、次の表に掲げる額を加えた額とする。

区分		金額
一戸建ての住宅		3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	3,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,000円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	15,000円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	23,000円
申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	36,000円	

下のもの	
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	281,700円
5万平方メートルを超えるもの	575,200円

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に次の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第58号。以下「建築物省エネ法」という。）第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条第1項第4号ハの検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、この表に掲げる額に、建築物1棟ごとに、次の表に掲げる額を加えた額とする。

区分		金額
一戸建ての住宅		4,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請又は通知に係る戸数（以下この表において「申請等戸数」という。）が1戸のもの	4,000円
	申請等戸数が2戸以上5戸以下のもの	4,800円
	申請等戸数が6戸以上10戸以下のもの	11,000円
	申請等戸数が11戸以上25戸以下のもの	15,600円
	申請等戸数が26戸以上50戸以下のもの	23,800円
申請等戸数が51戸以上100戸以下のもの	37,400円	

もの	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	39,000円
もの	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	42,000円
もの	申請等戸数が301戸以上のもの	77,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	36,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	48,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	88,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であ	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを	3,000円

もの	申請等戸数が101戸以上200戸以下のもの	40,400円
もの	申請等戸数が201戸以上300戸以下のもの	43,400円
もの	申請等戸数が301戸以上のもの	79,700円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省令」という。）第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	16,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	37,400円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	50,100円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	91,100円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であ	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを	4,000円

<p>って、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。この号、第90号及び第93号において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>超え、200平方メートル以下のもの</p>	<p>5,000円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</p>	<p>10,000円</p>
	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>15,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>30,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p>	<p>40,000円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの</p>	<p>80,000円</p>
	<p>床面積の合計が5万平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの</p>	<p>1,000円</p>
	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p>	<p>2,000円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</p>	<p>3,000円</p>
	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p>	<p>4,000円</p>

<p>って、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用の状況がこれらに類するものをいう。この号、第90号及び第93号において同じ。）の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>超え、200平方メートル以下のもの</p>	<p>6,000円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</p>	<p>11,000円</p>
	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>16,100円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>37,400円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p>	<p>50,100円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの</p>	<p>91,100円</p>
	<p>床面積の合計が5万平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの</p>	<p>360円</p>
	<p>床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの</p>	<p>510円</p>
	<p>床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの</p>	<p>1,100円</p>
	<p>床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>2,200円</p>

その他の建築物の工場等用途に供する部分を除いた建築物の部分	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	
	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	15,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	36,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	48,000円
その他の建築物の工場等用途に供する建築物の部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	1,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が100平方メートルを	

その他の建築物の工場等用途に供する部分を除いた建築物の部分	床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	9,500円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,800円
	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	2,100円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	2,800円
	床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以下のもの	4,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	11,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	16,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	37,400円
	床面積の合計が5万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	50,100円
その他の建築物の工場等用途に供する建築物の部分	床面積の合計が30平方メートル以下のもの	360円
	床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以下のもの	510円
	床面積の合計が100平方メートルを	1,100円

超え、200平方メートル以下のもの	
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	2,400円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	3,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	4,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	6,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	

(14) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づき建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づき建築設備の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額（1建築設備を1件とする。）

建築設備の種類	金額
小荷物専用昇降機	18,000円
その他の建築設備	26,000円

(15) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づき工作物の工事完了の通知 1件につき21,000円（1工作物を1件とする。）

(16) 建築基準法第7条の3第1項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づき完了検査の申請又は同法第18条第29項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第18条第20項の規定に基づき工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

超え、200平方メートル以下のもの	
床面積の合計が200平方メートルを超え、500平方メートル以下のもの	1,400円
床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	2,200円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	3,900円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	4,800円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	6,500円
床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	6,800円

(14) 建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づき建築設備の完了検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第20項の規定に基づき建築設備の工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額（1建築設備を1件とする。）

建築設備の種類	金額
小荷物専用昇降機	18,800円
その他の建築設備	31,400円

(15) 建築基準法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき工作物の完了検査の申請又は同法第88条第1項若しくは第2項において準用する同法第18条第20項の規定に基づき工作物の工事完了の通知 1件につき22,000円（1工作物を1件とする。）

(16) 建築基準法第7条の3第1項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づき完了検査の申請又は同法第18条第29項の検査を受けた建築物についてされるものである場合の同法第18条第20項の規定に基づき工事完了の通知 1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	31,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	52,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	69,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	161,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	234,000円
5万平方メートルを超えるもの	439,000円

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	12,600円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	18,300円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	17,500円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	27,000円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	23,400円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	38,700円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	53,200円
2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	58,900円
5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のもの	71,900円
10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以下のもの	78,600円
20,000平方メートルを超え50,000平方メートル以下のもの	143,800円
50,000平方メートルを超え100,000平方メートル以下のもの	271,700円
100,000平方メートルを超えるもの	565,200円

備考

ア 床面積の合計は、建築物を建築した場合（移転した場合を除く。）にあつては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあつては

当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に第31号の2の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号への検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、この表に掲げる額に、建築物1棟ごとに、第13号の表備考ウの表に掲げる額を加えた額とする。

(17) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程に係る工事終了の通知1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	14,000円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	16,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	22,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	30,000円

ては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

イ 完了検査の申請又は工事完了の通知に係る建築物に建築基準法第87条の4の昇降機が含まれる場合は、この表に掲げる額に第31号の2の表に掲げる額を加えた額とする。

ウ 建築物省エネ法第10条第1項の規定が適用される建築物（建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物及び建築基準法施行規則第4条第1項第4号への検査報告書又はその写しに係る建築物を除く。）は、この表に掲げる額に、建築物1棟ごとに、第13号の表備考ウの表に掲げる額を加えた額とする。

(17) 建築基準法第7条の3第1項の規定に基づく建築物の中間検査の申請又は同法第18条第28項の規定に基づく建築物の特定工程に係る工事終了の通知1件につき次の表に掲げる額

床面積の合計	金額
30平方メートル以下のもの	13,600円
申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
その他の場合	19,900円
30平方メートルを超え100平方メートル以下のもの	17,900円
申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
その他の場合	28,000円
100平方メートルを超え200平方メートル以下のもの	24,000円
申請等建築物の全てが建築基準法第6条の4第1項各号に掲げる建築物である場合	
その他の場合	39,500円
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	54,700円
300平方メートルを超え500平方メートル以下のもの	56,700円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	50,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	68,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	145,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	204,000円
5万平方メートルを超えるもの	391,000円

備考 床面積の合計は、当該建築物の中間検査を行う部分の床面積について算定する。

- (18) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請 1件につき120,000円
- (19) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請 1件につき27,000円
- (20) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請 1件につき33,000円
- (21) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請 1件につき33,000円
- (22) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請 1件につき160,000円

(23) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

申請の区分	金額
建築基準法第48条第16項第1号に該当す	120,000円

500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの	62,100円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	68,300円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	117,700円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下のもの	210,300円
5万平方メートルを超えるもの	414,700円

備考 床面積の合計は、当該建築物の中間検査を行う部分の床面積について算定する。

- (16) 建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は同法第18条第38項第1号若しくは第2号（これらの規定を同法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用の認定の申請 1件につき123,900円
- (19) 建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の認定の申請 1件につき28,400円
- (20) 建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請 1件につき34,300円
- (21) 建築基準法第44条第1項第2号の規定に基づく公衆便所等の道路内における建築の許可の申請 1件につき34,300円
- (22) 建築基準法第44条第1項第4号の規定に基づく公共用歩廊等の道路内における建築の許可の申請 1件につき164,600円

(23) 建築基準法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（同法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づく用途地域における建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

申請の区分	金額
建築基準法第48条第16項第1号に該当す	123,900円

る場合	
建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合	140,000円
建築基準法第48条第16項第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合	180,000円

- (24) 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請 1件につき160,000円
- (24の2) 建築基準法第52条第6項第3号の規定に基づく建築物の容積率の特例の認定の申請 1件につき27,000円
- (25) 建築基準法第52条第10項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例の許可の申請 1件につき160,000円
- (26) 建築基準法第53条第5項第4号又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建築率に関する制限の適用除外に係る許可の申請 1件につき33,000円
- (27) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請 1件につき160,000円
- (28) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の認定の申請 1件につき27,000円
- (29) 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請 1件につき160,000円
- (30) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例の許可の申請 1件につき160,000円
- (31) 建築基準法第87条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請 1件につき27,000円
- (32) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請 1件につき160,000円
- (33) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請 1件につき160,000円
- (34) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有す

る場合	
建築基準法第48条第16項第2号に該当する場合	144,800円
建築基準法第48条第16項第1号及び第2号のいずれにも該当しない場合	185,100円

- (24) 建築基準法第51条ただし書(同法第87条第2項若しくは第3項、第88条第2項又は同項において準用する第87条第2項若しくは第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に基づく特殊建築物等の敷地の許可の申請 1件につき164,600円
- (24の2) 建築基準法第52条第5項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例の認定の申請 1件につき28,400円
- (25) 建築基準法第52条第10項又は第14項の規定に基づく建築物の容積率の特例の許可の申請 1件につき164,600円
- (26) 建築基準法第53条第5項第4号又は第6項第3号の規定に基づく建築物の建築率に関する制限の適用除外に係る許可の申請 1件につき34,300円
- (27) 建築基準法第53条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請 1件につき164,600円
- (28) 建築基準法第55条第2項の規定に基づく建築物の高さの特例の認定の申請 1件につき28,400円
- (29) 建築基準法第55条第3項又は第4項各号の規定に基づく建築物の高さの許可の申請 1件につき164,600円
- (30) 建築基準法第56条の2第1項ただし書の規定に基づく日影による建築物の高さの特例の許可の申請 1件につき164,600円
- (31) 建築基準法第87条第1項の規定に基づく高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請 1件につき28,400円
- (32) 建築基準法第59条第1項第3号の規定に基づく高度利用地区における建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置の特例の許可の申請 1件につき164,600円
- (33) 建築基準法第59条第4項の規定に基づく高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可の申請 1件につき164,600円
- (34) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく敷地内に広い空地を有す

る建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請 1件につき  
160,000円

(35) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申  
請 1件につき120,000円

(36) 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する特別  
の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき160,000円

(37) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建  
築物の特例の認定の申請

ア 建築物の数が1又は2である場合 1件につき78,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき78,000円に2を超える建  
築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(38) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総合  
的設計による建築物の特例の認定の申請

ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合  
1件につき78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき78,000円に1を超える建  
築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(39) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する総  
合的設計による一団地の建築物の特例の許可の申請

ア 建築物の数が1又は2である場合 1件につき220,000円

イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき220,000円に2を超える  
建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(40) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした敷地  
内に広い空地を有する総合的設計による建築物の特例の許可の申請

ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合  
1件につき220,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき220,000円に1を超える  
建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

(41) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以  
外の建築物の建築の認定の申請

ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1  
である場合 1件につき78,000円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき78,000円に1を超える建  
築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額

する建築物の容積率又は各部分の高さの特例の許可の申請 1件につき  
164,600円

(35) 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申  
請 1件につき123,900円

(36) 建築基準法第85条第7項の規定に基づく1年を超えて使用する特別  
の必要がある仮設興行場等の建築の許可の申請 1件につき164,600円

(37) 建築基準法第86条第1項の規定に基づく総合的設計による一団地の建  
築物の特例の認定の申請

ア 建築物の数が1又は2である場合 1件につき80,200円

イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき80,200円に2を超える  
建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

(38) 建築基準法第86条第2項の規定に基づく既存建築物を前提とした総  
合的設計による建築物の特例の認定の申請

ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合  
1件につき80,200円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき80,200円に1を超える  
建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

(39) 建築基準法第86条第3項の規定に基づく敷地内に広い空地を有する  
総合的設計による一団地の建築物の特例の許可の申請

ア 建築物の数が1又は2である場合 1件につき226,800円

イ 建築物の数が3以上である場合 1件につき226,800円に2を超える  
建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

(40) 建築基準法第86条第4項の規定に基づく既存建築物を前提とした敷  
地内に広い空地を有する総合的設計による建築物の特例の許可の申請

ア 建築物（既存建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合  
1件につき226,800円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき226,800円に1を超える  
建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

(41) 建築基準法第86条の2第1項の規定に基づく同一敷地内認定建築物  
以外の建築物の建築の認定の申請

ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1  
である場合 1件につき80,200円

イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき80,200円に1を超える  
建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額

- (42) 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可の申請
- ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件につき220,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (43) 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請
- ア 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件につき220,000円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加えた額
- (44) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定又は許可の取消しの申請 1件につき6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗じて得た額を加えた額
- (45) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請 1件につき27,000円
- (46) 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請 1件につき27,000円
- (47) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請 1件につき27,000円
- (48) 建築基準法第87条の2第2項の規定により準用される同法第86条の8第3項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請 1件につき27,000円
- (49) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請 1件につき120,000円
- (50) 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請 1件につき160,000円
- (51) ～ 略
- (42) 建築基準法第86条の2第2項の規定に基づく同一敷地内認定建築物以外の建築物に関する制限の適用除外に係る許可の申請
- ア 建築物（同一敷地内認定建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件につき226,800円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき226,800円に1を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
- (43) 建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請
- ア 建築物（同一敷地内許可建築物を除く。イにおいて同じ。）の数が1である場合 1件につき226,800円
- イ 建築物の数が2以上である場合 1件につき226,800円に1を超える建築物の数に29,500円を乗じて得た額を加えた額
- (44) 建築基準法第86条の5第1項の規定に基づく複数建築物の認定又は許可の取消しの申請 1件につき6,700円に現に存する建築物の数に12,500円を乗じて得た額を加えた額
- (45) 建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請 1件につき28,400円
- (46) 建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請 1件につき28,400円
- (47) 建築基準法第87条の2第1項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画に関する認定の申請 1件につき28,400円
- (48) 建築基準法第87条の2第2項の規定により準用される同法第86条の8第3項の規定に基づく用途変更に伴い既存の建築物について行われる2以上の工事の全体計画の変更に関する認定の申請 1件につき28,400円
- イ
- (49) 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請 1件につき123,900円
- (50) 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく特別興行場等への一時的な用途変更に係る許可の申請 1件につき164,600円
- (51) ～ 略

(60)

(61) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき優良宅地の造成の認定の申請

ア 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ、第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イの規定による申請の場合 1件につき86,000円

イ 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

造成宅地の面積	金額
0.1ヘクタール未満	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,000円
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,000円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,000円
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,000円
10.0ヘクタール以上	870,000円

(62) 租税特別措置法の規定に基づき優良住宅の新築の認定の申請

ア 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第16号三（括弧内に規定する場合に限る。）、第62条の3第4項第16号三（括弧内に規定する場合に限る。）、第63条第3項第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロの規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

新築住宅の床面積の合計	金額
100平方メートル以下	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	13,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	35,000円
1万平方メートルを超える	43,000円

イ 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ（括弧内に規定する場合を除く。）、第62条の3第4項第16号三（括弧

(60)

(61) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づき優良宅地の造成の認定の申請

ア 租税特別措置法第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定による申請の場合 1件につき86,000円

イ 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ又は第63条第3項第5号イの規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

造成宅地の面積	金額
0.1ヘクタール未満	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,100円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,300円
1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,200円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,200円
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,100円
10.0ヘクタール以上	870,000円

(62) 租税特別措置法の規定に基づき優良住宅の新築の認定の申請

ア 租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ、第31条の2第2項第15号三（括弧内に規定する場合に限る。）、第62条の3第4項第15号三（括弧内に規定する場合に限る。）又は第63条第3項第7号ロの規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

新築住宅の床面積の合計	金額
100平方メートル以下	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	13,100円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	35,100円
1万平方メートルを超える	43,100円

イ 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第15号三（括弧内に規定する場合を除く。）、第62条の3第4項第15号三（括弧

内に規定する場合を除く。)又は第63条第3項第6号の規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

新築住宅の床面積の合計	金額
100平方メートル以下	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	13,000円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	35,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	43,000円
5万平方メートルを超える	58,000円

(63)～(67) 略

(68) 都市計画法(昭和49年法律第100号)第29条の規定に基づき開発行為の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

開発行為の種類	開発区域の面積	金額
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール未満	8,600円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	86,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	130,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	170,000円
イ 主として住宅以外の建築物で自己の業	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	220,000円
	10.0ヘクタール以上	300,000円
	0.1ヘクタール未満	13,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,000円

内に規定する場合を除く。)又は第63条第3項第6号の規定による申請の場合 1件につき次の表に掲げる額

新築住宅の床面積の合計	金額
100平方メートル以下	6,200円
100平方メートルを超え500平方メートル以下	8,600円
500平方メートルを超え2,000平方メートル以下	13,100円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以下	35,100円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以下	43,100円
5万平方メートルを超える	58,000円

(63)～(67) 略

(68) 都市計画法(昭和49年法律第100号)第29条の規定に基づき開発行為の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

開発行為の種類	開発区域の面積	金額
ア 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ヘクタール未満	8,600円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,200円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,300円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	86,100円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	130,100円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	169,900円
イ 主として住宅以外の建築物で自己の業	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	220,000円
	10.0ヘクタール以上	300,500円
	0.1ヘクタール未満	13,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	30,400円

務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 ウ その他の開発行為	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	65,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	120,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	200,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	270,000円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	340,000円
	10.0ヘクタール以上	480,000円
	0.1ヘクタール未満	86,000円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,000円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,000円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,000円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,000円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,000円	
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,000円	
10.0ヘクタール以上	870,000円	

(69) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請件につき、次の表に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、870,000円とする。

変更の種類	金額
ア 開発行為に関する設計の変更（イのみ該当する場合を除く。）	開発行為の種類及び開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合に

務の用に供するもの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為 ウ その他の開発行為	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	64,600円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	119,600円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	200,000円
	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	270,100円
	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	339,700円
	10.0ヘクタール以上	480,300円
	0.1ヘクタール未満	86,100円
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	130,300円
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	190,300円
	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	260,400円
	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満	390,400円
3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満	510,000円	
6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満	660,100円	
10.0ヘクタール以上	869,800円	

(69) 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請件につき、次の表に掲げる額を合算した額。ただし、その額が869,800円を超えるときは、869,800円とする。

変更の種類	金額
ア 開発行為に関する設計の変更（イのみ該当する場合を除く。）	開発行為の種類及び開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合に

	あつては縮小後の開発区域の面積) に応じ、前号の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額
イ	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更
ウ	その他の変更

(70) 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請 1件につき 46,000円

(71) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき 26,000円

(72) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

敷地の面積	金額
0.1ヘクタール未満	6,900円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	18,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	39,000円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	69,000円
1.0ヘクタール以上	97,000円

(73) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の申請

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1,700円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,700円

	あつては縮小後の開発区域の面積) に応じ、前号の表に規定する額に10分の1を乗じて得た額
イ	新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更
ウ	その他の変更

(70) 都市計画法第41条第2項ただし書(同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築の許可の申請 1件につき 46,100円

(71) 都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき 25,800円

(72) 都市計画法第43条第1項の規定に基づく建築等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額

敷地の面積	金額
0.1ヘクタール未満	6,900円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	17,900円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	38,900円
0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満	69,300円
1.0ヘクタール以上	96,800円

(73) 都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の申請

ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1件につき 1,600円

イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 1件につき 2,700円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 1件につき17,000円

(74)

～ 略

(83)

(84) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に係る認定の申請及び同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	区分		金額
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認若しくは住宅性能評価書又はこれら（以下「確認書等」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合）	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅	
	1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え10戸以下のもの	15,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え10戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	15,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え10戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	26,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え10戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	42,000円
	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	68,000円
	1棟の申請に係る戸数が25戸を超えるもの	1棟の申請に係る戸数が25戸を超えるもの	108,000円
	1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	164,000円

ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 1件につき17,000円

(74)

～ 略

(83)

(84) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等に係る認定の申請及び同法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料	区分		金額
	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の確認若しくは住宅性能評価書又はこれら（以下「確認書等」という。）を添付する場合（住宅を新築する場合）	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅	
	1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	16,100円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	16,100円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	27,500円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え10戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	43,000円
	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	69,600円
	1棟の申請に係る戸数が25戸を超えるもの	1棟の申請に係る戸数が25戸を超えるもの	109,500円
	1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	165,800円

に限る。)	確認書等を添付する場合 (住宅を新築する場合を除く。)	-戸建ての住宅 -戸建ての住宅 以外の住宅	もの 1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの	277,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの	350,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの	398,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	22,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	22,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	38,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	61,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が25戸を超え50戸以下のもの	101,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	151,000円
			もの 1棟の申請に係る戸数が100戸を超えるもの	245,000円

に限る。)	確認書等を添付する場合 (住宅を新築する場合を除く。)	-戸建ての住宅 -戸建ての住宅 以外の住宅	もの 1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの	280,400円
			もの 1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの	354,300円
			もの 1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの	402,400円
			もの 1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	23,200円
			もの 1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	23,200円
			もの 1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	38,900円
			もの 1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	62,200円
			もの 1棟の申請に係る戸数が25戸を超え50戸以下のもの	102,900円
			もの 1棟の申請に係る戸数が50戸を超えるもの	162,800円
			もの 1棟の申請に係る戸数が100戸を超えるもの	247,100円

その他の 場合（住 宅を新築 する場 合に限 る。）	一戸建ての住宅 ・一戸建ての住宅 以外の住宅	戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	<u>415,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	<u>525,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	<u>595,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が300戸を 超えるもの	<u>52,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が1戸の もの	<u>52,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	<u>118,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	<u>187,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	<u>368,000円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	<u>656,000円</u>

その他の 場合（住 宅を新築 する場 合に限 る。）	一戸建ての住宅 ・一戸建ての住宅 以外の住宅	戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	<u>418,700円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	<u>530,300円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	<u>601,300円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が300戸を 超えるもの	<u>53,100円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が1戸の もの	<u>53,100円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	<u>119,200円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	<u>189,400円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	<u>371,300円</u>
		1棟の申請に係 る戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	<u>663,400円</u>

もの	1棟の申請に係る戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,127,000円		
	1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,082,000円		
	1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの	2,974,000円		
	1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの	3,643,000円		
	戸建ての住宅	77,000円		
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	戸建ての住宅 ・戸建ての住宅 以外の住宅	77,000円		
	1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	176,000円		
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	280,000円		
	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	550,000円		
	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	963,000円		

もの	1棟の申請に係る戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,137,500円		
	1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの	2,102,500円		
	1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの	3,003,200円		
	1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの	3,678,800円		
	戸建ての住宅	77,800円		
その他の場合（住宅を新築する場合を除く。）	戸建ての住宅 ・戸建ての住宅 以外の住宅	77,800円		
	1棟の申請に係る戸数が1戸のもの	177,600円		
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超え5戸以下のもの	282,600円		
	1棟の申請に係る戸数が5戸を超え10戸以下のもの	556,200円		
	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの	993,300円		

長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	確認書等を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅	戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	1,689,000円
			1棟の申請に係 る戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	3,122,000円
			1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	4,460,000円
			1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	5,463,000円
			1棟の申請に係 る戸数が300戸を 超えるもの	12,000円
			1棟の申請に係 る戸数が1戸の もの	12,000円
			1棟の申請に係 る戸数が1戸を 超える戸以下の もの	21,000円
			1棟の申請に係 る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	34,000円
			1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	52,000円

長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料	確認書等を添付する場合（住宅を新築する場合に限る。）	戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅	戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	1,706,100円
			1棟の申請に係 る戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	3,153,300円
			1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	4,504,400円
			1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	5,516,800円
			1棟の申請に係 る戸数が300戸を 超えるもの	12,800円
			1棟の申請に係 る戸数が1戸の もの	12,800円
			1棟の申請に係 る戸数が1戸を 超え5戸以下の もの	21,200円
			1棟の申請に係 る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	34,900円
			1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	52,600円





			202,000円
もの	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの		
	1棟の申請に係る戸数が25戸を超え50戸以下のもの		361,000円
	1棟の申請に係る戸数が50戸を超え100戸以下のもの		618,000円
	1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの		1,131,000円
	1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの		1,597,000円
	1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの		1,939,000円
	一戸建ての住宅		45,000円
その他の場合(住宅を新築する場を除外。)	一戸建ての住宅以外の住宅		45,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超える戸以下のもの		99,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超える戸以下のもの		159,000円

			203,500円
もの	1棟の申請に係る戸数が10戸を超え25戸以下のもの		
	1棟の申請に係る戸数が25戸を超え50戸以下のもの		364,700円
	1棟の申請に係る戸数が50戸を超え100戸以下のもの		624,200円
	1棟の申請に係る戸数が100戸を超え200戸以下のもの		1,141,900円
	1棟の申請に係る戸数が200戸を超え300戸以下のもの		1,613,000円
	1棟の申請に係る戸数が300戸を超えるもの		1,957,600円
	一戸建ての住宅		46,000円
その他の場合(住宅を新築する場を除外。)	一戸建ての住宅以外の住宅		46,000円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超える戸以下のもの		100,700円
	1棟の申請に係る戸数が1戸を超える戸以下のもの		160,600円

る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	301,000円
1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	540,000円
1棟の申請に係 る戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	926,000円
1棟の申請に係 る戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	1,695,000円
1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	2,394,000円
1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	2,907,000円

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅建築等計画の変更に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

(85) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請 1件につき160,000円

る戸数が5戸を 超え10戸以下の もの	304,800円
1棟の申請に係 る戸数が10戸を 超え25戸以下の もの	545,900円
1棟の申請に係 る戸数が25戸を 超え50戸以下の もの	934,800円
1棟の申請に係 る戸数が50戸を 超え100戸以下の もの	1,712,000円
1棟の申請に係 る戸数が100戸を 超え200戸以下の もの	2,419,000円
1棟の申請に係 る戸数が200戸を 超え300戸以下の もの	2,935,200円

備考 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項（同法第8条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅建築等計画の変更に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

(85) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請 1件につき164,600円

(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請及び同法第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場 合 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。） 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。） 申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸以下のもの 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 申請戸数が11戸以上25戸以下のもの 申請戸数が26戸以上50戸以下のもの 申請戸数が51戸以上100戸以下のもの 申請戸数が101戸以上200戸以下のもの 申請戸数が201戸以上300戸以下のもの 申請戸数が301戸以上のもの	5,000円 5,000円 10,000円 17,000円 29,000円 49,000円 88,000円 139,000円 176,000円 188,000円 10,000円
	一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。） 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。） 申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸以上のもの 申請戸数が201戸以上300戸以下のもの 申請戸数が301戸以上のもの 床面積の合計が300平方メートル	5,000円 5,000円 10,700円 18,100円 30,700円 51,400円 91,300円 143,800円 182,300円 194,500円 10,700円

(86) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画に係る認定の申請及び同法第55条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場 合 一戸建ての住宅（人の居住の用に供する部分に限る。以下同じ。） 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下「共用部分」という。）を除く。）をいう。以下同じ。） 申請に係る戸数（以下「申請戸数」という。）が1戸以上のもの 申請戸数が201戸以上300戸以下のもの 申請戸数が301戸以上のもの 床面積の合計が300平方メートル	5,500円 5,500円 10,700円 18,100円 30,700円 51,400円 91,300円 143,800円 182,300円 194,500円 10,700円

以下のもの			
床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	17,000円		
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	29,000円		
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	87,000円		
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	137,000円		
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	174,000円		
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	217,000円		
床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	10,000円		
一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分及び共用部分以 外の部分	17,000円		

以下のもの			
床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	18,500円		
床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	30,700円		
床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	90,600円		
床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	142,000円		
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	180,000円		
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	224,400円		
床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	10,700円		
一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分及び共用部分以 外の部分	18,500円		

		300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	137,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	174,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方	17,000円

		300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	30,700円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	90,600円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	142,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	180,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	224,400円
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,700円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方	18,500円

メートル以下のもの	29,000円			
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	87,000円			
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	137,000円			
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	174,000円			
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	217,000円			
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの				都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める
その他				
一戸建ての住宅				

メートル以下のもの	30,700円			
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	90,600円			
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	142,000円			
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	180,000円			
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	224,400円			
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの				都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める
その他				
一戸建ての住宅				

		基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあっては <u>18,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>37,000円</u>
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>18,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>37,000円</u>
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>35,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>75,000円</u>
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては

		基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあっては <u>19,200円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>38,800円</u>
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>19,200円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>38,800円</u>
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>37,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>78,000円</u>
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては

		51,000円、その他の基準による申請にあっては106,000円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては75,000円、その他の基準による申請にあっては150,000円	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては112,000円、その他の基準による申請にあっては215,000円	
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては171,000円、その他の基準による申請にあっては309,000円	
申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては243,000円、その他の基準による申請にあ	

		53,200円、その他の基準による申請にあっては110,200円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては78,000円、その他の基準による申請にあっては155,300円	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては116,100円、その他の基準による申請にあっては222,200円	
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては177,100円、その他の基準による申請にあっては319,800円	
申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては251,000円、その他の基準による申請にあ	



		ルを超え、5,000平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	390,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	466,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	543,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては94,000円、その他の基準による申請にあっては246,000円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては120,000円、その他の基準による申請にあっては309,000円	
	床面積の合計が1,000平方メートル	市長が定める基準による申請	

		ルを超え、5,000平方メートル以下のもの	
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	403,400円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	482,100円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	561,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては97,600円、その他の基準による申請にあっては254,400円	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては124,600円、その他の基準による申請にあっては319,400円	
	床面積の合計が1,000平方メートル	市長が定める基準による申請	

ルを超え、2,000平方メートル以下のもの	請にあっては <u>158,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>399,000円</u>
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>256,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>569,000円</u>
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>334,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>701,000円</u>
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>402,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>829,000円</u>
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては

ルを超え、2,000平方メートル以下のもの	請にあっては <u>163,400円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>412,300円</u>
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>264,700円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>588,600円</u>
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>345,700円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>725,100円</u>
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>415,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>856,700円</u>
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超え、5万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては

		471,000円、その他の基準による申請にあっては946,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては94,000円、その他の基準による申請にあっては246,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては120,000円、その他の基準による申請にあっては309,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては158,000円、その他の基準による申請にあっては399,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては256,000円、その他の基準による申請に

		487,300円、その他の基準による申請にあっては977,600円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては97,600円、その他の基準による申請にあっては254,400円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては124,600円、その他の基準による申請にあっては319,400円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては163,400円、その他の基準による申請にあっては412,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては264,700円、その他の基準による申請に

低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手	市長が 定める 機関が 交付し た都市 の低炭	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	申請戸数が1戸の もの	3,000円	よる申請にあ っては569,000 円
			申請戸数が2戸以 上6戸以下のもの	3,000円	市長が定める 基準による申 請にあつては 334,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては701,000 円
			申請戸数が6戸以 上	6,000円	市長が定める 基準による申 請にあつては 402,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては829,000 円
			申請戸数が6戸以 上	10,000円	市長が定める 基準による申 請にあつては 471,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては946,000 円

低炭素 建築物 新築等 計画変 更認定 申請手	市長が 定める 機関が 交付し た都市 の低炭	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	申請戸数が1戸の もの	3,300円	よる申請にあ っては588,600 円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	3,300円	市長が定める 基準による申 請にあつては 345,700円、そ の他の基準に よる申請にあ つては725,100 円
			申請戸数が6戸以 上	6,600円	市長が定める 基準による申 請にあつては 415,600円、そ の他の基準に よる申請にあ つては856,700 円
			申請戸数が6戸以 上	10,600円	市長が定める 基準による申 請にあつては 487,300円、そ の他の基準に よる申請にあ つては977,600 円

敷料	業化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	上10戸以下のもの	17,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	29,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	53,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	83,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	106,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	113,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	6,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも	17,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	52,000円

敷料	業化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	上10戸以下のもの	18,100円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	30,700円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	55,400円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	86,100円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	110,200円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	117,200円
		申請戸数が301戸以上のもの	6,600円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,700円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも	18,100円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下	54,300円

			82,000円
のもの	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		104,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		130,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの		10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの		17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの		52,000円
	床面積の合計が		82,000円
<p>…戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>			

			85,400円
のもの	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		107,900円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		134,600円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		6,600円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの		10,700円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの		18,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの		54,300円
	床面積の合計が		85,400円
<p>…戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分</p>			





	請にあっては 27,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては55,000円
申請戸数が11戸以 上25戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 40,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては78,000円
申請戸数が26戸以 上50戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 60,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては112,000円
申請戸数が51戸以 上100戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 94,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては163,000円
申請戸数が101戸 以上200戸以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては 135,000円、そ の他の基準に よる申請にあ っては223,000

	請にあっては 28,700円、その 他の基準によ る申請にあっ ては57,600円
申請戸数が11戸以 上25戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 41,800円、その 他の基準によ る申請にあっ ては81,300円
申請戸数が26戸以 上50戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 62,600円、その 他の基準によ る申請にあっ ては116,100円
申請戸数が51戸以 上100戸以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 97,700円、その 他の基準によ る申請にあっ ては168,600円
申請戸数が101戸 以上200戸以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては 139,800円、そ の他の基準に よる申請にあ っては230,700

		円 市長が定める基準によって申請にあつては175,000円、その他の基準による申請にあつては292,000円
	申請戸数が201戸以上800戸以下のもの	円 市長が定める基準によって申請にあつては197,000円、その他の基準による申請にあつては341,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	円 市長が定める基準によって申請にあつては60,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	円 76,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	円 100,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	円 160,000円

		円 市長が定める基準によって申請にあつては181,200円、その他の基準による申請にあつては301,700円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	円 市長が定める基準によって申請にあつては203,700円、その他の基準による申請にあつては352,400円
	申請戸数が301戸以上のもの	円 市長が定める基準によって申請にあつては62,500円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	円 79,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	円 109,900円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	円 165,600円

平方メートル以下 のもの	209,000円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	250,000円
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	293,000円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 48,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては124,000円
床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 61,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては156,000円
床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000 平方メートル以下	市長が定める 基準による申 請にあっては 82,000円、その
戸建ての住宅以 外の住宅の仕戸部 分及び共用部分以 外の部分	

平方メートル以下 のもの	216,300円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	258,400円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	302,800円
床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 50,300円、その 他の基準によ る申請にあっ ては128,700円
床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 63,600円、その 他の基準によ る申請にあっ ては161,600円
床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000 平方メートル以下	市長が定める 基準による申 請にあっては 85,400円、その
戸建ての住宅以 外の住宅の仕戸部 分及び共用部分以 外の部分	

他の基準による申請にあっては202,000円	他の基準による申請にあっては202,000円
市長が定める基準による申請にあっては136,000円、その他の基準による申請にあっては293,000円	市長が定める基準による申請にあっては136,000円、その他の基準による申請にあっては293,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも
市長が定める基準による申請にあっては181,000円、その他の基準による申請にあっては364,000円	市長が定める基準による申請にあっては181,000円、その他の基準による申請にあっては364,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、1万平方メートル以下のも	床面積の合計が1万平方メートルを超え、1万平方メートル以下のも
市長が定める基準による申請にあっては218,000円、その他の基準による申請にあっては432,000円	市長が定める基準による申請にあっては218,000円、その他の基準による申請にあっては432,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも
市長が定める基準による申請にあっては257,000円、その他の基準による申請にあっては	市長が定める基準による申請にあっては257,000円、その他の基準による申請にあっては

他の基準による申請にあっては208,900円	他の基準による申請にあっては208,900円
市長が定める基準による申請にあっては140,900円、その他の基準による申請にあっては302,800円	市長が定める基準による申請にあっては140,900円、その他の基準による申請にあっては302,800円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも
市長が定める基準による申請にあっては187,100円、その他の基準による申請にあっては376,800円	市長が定める基準による申請にあっては187,100円、その他の基準による申請にあっては376,800円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも
市長が定める基準による申請にあっては446,300円	市長が定める基準による申請にあっては446,300円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
市長が定める基準による申請にあっては265,500円、その他の基準による申請にあっては	市長が定める基準による申請にあっては265,500円、その他の基準による申請にあっては



		ルを超え、1万平方メートル以下のもの	請にあっては181,000円、その他の基準による申請にあっては364,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては218,000円、その他の基準による申請にあっては432,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては257,000円、その他の基準による申請にあっては494,000円

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

(87) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の書面の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
低炭素建築物新築等	市長が定める機関が	1,000円
	一戸建ての住宅以外	1,000円
	申請戸数が1戸のもの	

		ルを超え、1万平方メートル以下のもの	請にあっては187,100円、その他の基準による申請にあっては376,800円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては225,500円、その他の基準による申請にあっては446,300円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては265,500円、その他の基準による申請にあっては511,000円

備考 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項(同法第55条第2項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、当該低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更に係る建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

(87) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の書面の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
低炭素建築物新築等	市長が定める機関が	1,500円
	一戸建ての住宅以外	1,500円
	申請戸数が1戸のもの	

計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料料	交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	56,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円		
床面積の合計が	26,000円		

計画に係る軽微変更該当証明書交付手数料料	交付した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号(同法第55条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円
		申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,900円
		申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,900円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	27,300円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	42,500円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	55,100円
		申請戸数が301戸以上のもの	58,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円		
床面積の合計が	26,900円		

		2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	41,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	52,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	65,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	3,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000	26,000円

		2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	42,600円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	53,700円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	67,300円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	3,100円
一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000	26,900円

	平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	65,000円
その他の建築物	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円

	平方メートル以下のもの	42,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円

			41,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		65,000円
その他 の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあつては	

			42,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		67,300円
その他 の場合	一戸建ての住宅	都市の低炭素化の促進に関する法律第51条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあつては	

		4,000円、その他の基準による申請にあっては9,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては4,000円、その他の基準による申請にあっては9,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては9,000円、その他の基準による申請にあっては19,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては13,000円、その他の基準による申請にあっては27,000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては20,000円、その他の基準による申請にあっては39,000円
	申請戸数が26戸以上	市長が定める

		5,100円、その他の基準による申請にあっては10,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては5,100円、その他の基準による申請にあっては10,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては9,600円、その他の基準による申請にあっては19,700円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては14,200円、その他の基準による申請にあっては28,400円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては21,100円、その他の基準による申請にあっては40,700円
	申請戸数が26戸以上	市長が定める

			基準による申請にあっては <u>30,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>56,000円</u>
上50戸以下のもの	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>47,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>81,000円</u>	
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>67,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>111,000円</u>	
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>87,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>146,000円</u>	
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>98,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては	

			基準による申請にあっては <u>31,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>58,200円</u>
上50戸以下のもの	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>49,200円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>84,300円</u>	
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>70,100円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>115,300円</u>	
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>90,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>151,200円</u>	
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>102,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては	

		ては170,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	30,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	38,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	50,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	80,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	125,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	146,000円

		って176,400円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	31,200円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	39,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	51,800円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	88,100円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	108,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	129,500円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	151,600円

一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては24,000円、その他の基準による申請にあっては64,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては30,000円、その他の基準による申請にあっては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては44,000円、その他の基準による申請にあっては104,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては68,000円、その他の基準による申請にあっては146,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては90,000円、その他の基準による	

一戸建ての住宅以外の住宅の非住宅部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては24,800円、その他の基準による申請にあっては64,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては31,900円、その他の基準による申請にあっては80,600円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては42,600円、その他の基準による申請にあっては104,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては70,500円、その他の基準による申請にあっては151,100円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては93,200円、その他の基準による	

		<p>る申請にあつては<u>182,000円</u></p> <p>市長が定める基準による申請にあつては<u>109,000円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>216,000円</u></p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>128,000円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>247,000円</u></p>
	<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>24,000円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>62,000円</u></p>
その他の建築物	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>30,000円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>78,000円</u></p>
	<p>床面積の合計が</p>	<p>市長が定める</p>

		<p>る申請にあつては<u>188,300円</u></p> <p>市長が定める基準による申請にあつては<u>112,900円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>223,500円</u></p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>132,700円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>255,500円</u></p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>24,800円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>64,000円</u></p>
その他の建築物	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては<u>31,900円</u>、その他の基準による申請にあつては<u>80,600円</u></p>
	<p>床面積の合計が</p>	<p>市長が定める</p>

		基準による申請にあっては41,000円、その他の基準による申請にあっては101,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも	市長が定める基準による申請にあっては68,000円、その他の基準による申請にあっては146,000円
		市長が定める基準による申請にあっては90,000円、その他の基準による申請にあっては182,000円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートルを越え、2万5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも	市長が定める基準による申請にあっては109,000円、その他の基準による申請にあっては216,000円
		市長が定める基準による申請にあっては128,000円、その他の基準による申請に

		基準による申請にあっては42,600円、その他の基準による申請にあっては104,300円
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも	市長が定める基準による申請にあっては79,500円、その他の基準による申請にあっては151,100円
		市長が定める基準による申請にあっては93,200円、その他の基準による申請にあっては188,300円
1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のも	市長が定める基準による申請にあっては112,900円、その他の基準による申請にあっては223,500円
		市長が定める基準による申請にあっては132,700円、その他の基準による申請に

			よる申請にあ っては247,000 円
--	--	--	---------------------------

(88) ~ 略

(89)

(90) 建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき計画の提出又は同法第12条第2項の規定に基づき計画の通知及び同法第11条第2項の規定に基づき変更後の計画の提出又は同法第12条第3項の規定に基づき計画の変更の通知 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
建築物 エネギ一消 費性能 確保計 面に係 る建築 物エネ ルギ一 消費性 能適合 性判定 手数料	認定建 築物エ ネルギ 一消費 性能向 上計画 に記載 された 他の建 築物又 は省令 第4条 第3項 第2号 若しく は第13 条第3 項第2 項第2 号の規 定を適 用する 場合で	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分
	申請戸数が1戸の もの	5,000円
	申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	5,000円
	申請戸数が6戸以 上10戸以下のもの	10,000円
	申請戸数が11戸以 上25戸以下のもの	17,000円
	申請戸数が26戸以 上50戸以下のもの	29,000円
	申請戸数が51戸以 上100戸以下のもの	49,000円
	申請戸数が101戸 以上200戸以下のもの	88,000円
	申請戸数が201戸 以上300戸以下のもの	139,000円
	申請戸数が301戸 以上のもの	176,000円
申請戸数が301戸 以上のもの	188,000円	

			よる申請にあ っては255,500 円
--	--	--	---------------------------

(88) ~ 略

(89)

(90) 建築物省エネ法第11条第1項の規定に基づき計画の提出又は同法第12条第2項の規定に基づき計画の通知及び同法第11条第2項の規定に基づき変更後の計画の提出又は同法第12条第3項の規定に基づき計画の変更の通知 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
建築物 エネギ一消 費性能 確保計 面に係 る建築 物エネ ルギ一 消費性 能適合 性判定 手数料	認定建 築物エ ネルギ 一消費 性能向 上計画 に記載 された 他の建 築物又 は省令 第4条 第3項 第2号 若しく は第13 条第3 項第2 項第2 号の規 定を適 用する 場合で	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分
	申請戸数が1戸の もの	5,500円
	申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	5,500円
	申請戸数が6戸以 上10戸以下のもの	10,700円
	申請戸数が11戸以 上25戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が26戸以 上50戸以下のもの	30,700円
	申請戸数が51戸以 上100戸以下のもの	51,400円
	申請戸数が101戸 以上200戸以下のもの	91,300円
	申請戸数が201戸 以上300戸以下のもの	143,800円
	申請戸数が301戸 以上のもの	182,300円
申請戸数が301戸 以上のもの	194,500円	

あつて、判定に係る部分が共用部分の建物の場合	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のも	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	137,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	174,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	217,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部	床面積の合計が300平方メートル	10,000円

あつて、判定に係る部分が共用部分の建物の場合	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号若しくは第13条第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であつて、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のも	10,700円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	18,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	30,700円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	90,600円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	142,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	180,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	224,400円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部	床面積の合計が300平方メートル	10,300円

分及び共用部分以外の部分	以下のもの 床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	17,000円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	29,000円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	87,000円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	137,000円
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	174,000円
	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	217,000円
	その他の建築物 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	10,000円
	床面積の合計が	17,000円

分及び共用部分以外の部分	以下のもの 床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	18,500円
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	29,900円
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	89,800円
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	142,000円
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	180,000円
	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	224,400円
	その他の建築物 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	10,300円
	床面積の合計が	18,500円



		<p>び同法第30条 第1項第1号 に規定する建 築物エネルギー 消費性能誘 導基準に基づ いて簡易な手 法により審査 すべきものと して市長が別 に定める審査 基準(以下この 表において単 に「市長が定め る基準」とい う。)による申 請にあっては <u>18,000円</u>、その 他の基準によ る申請にあっ ては<u>37,000円</u></p> <p>戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分</p> <p>申請戸数が1戸の もの</p> <p>市長が定める 基準による申 請にあっては <u>18,000円</u>、その 他の基準によ る申請にあっ ては<u>37,000円</u></p> <p>申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの</p> <p>市長が定める 基準による申 請にあっては <u>35,000円</u>、その 他の基準によ</p>
--	--	--

		<p>び同法第30条 第1項第1号 に規定する建 築物エネルギー 消費性能誘 導基準に基づ いて簡易な手 法により審査 すべきものと して市長が別 に定める審査 基準(以下この 表において単 に「市長が定め る基準」とい う。)による申 請にあっては <u>19,200円</u>、その 他の基準によ る申請にあっ ては<u>38,800円</u></p> <p>戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分</p> <p>申請戸数が1戸の もの</p> <p>市長が定める 基準による申 請にあっては <u>19,200円</u>、その 他の基準によ る申請にあっ ては<u>38,800円</u></p> <p>申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの</p> <p>市長が定める 基準による申 請にあっては <u>37,000円</u>、その 他の基準によ</p>
--	--	--

		る申請にあつては75,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては51,000円、その他の基準による申請にあつては106,000円
	申請戸数が11戸以上26戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては75,000円、その他の基準による申請にあつては150,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては112,000円、その他の基準による申請にあつては215,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては171,000円、その他の基準による申請にあつては309,000円
	申請戸数が101戸	市長が定める

		る申請にあつては78,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては53,200円、その他の基準による申請にあつては110,200円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては78,000円、その他の基準による申請にあつては155,300円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては116,100円、その他の基準による申請にあつては222,200円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては177,100円、その他の基準による申請にあつては319,800円
	申請戸数が101戸	市長が定める

以上200戸以下のもの	基準による申請にあっては 243,000円、その他の基準による申請にあっては418,000円
申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては315,000円、その他の基準による申請にあっては549,000円
申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては358,000円、その他の基準による申請にあっては644,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 118,000円
床面積の合計が1,000平方メートル	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 149,000円
床面積の合計が1,000平方メートル	195,000円

以上200戸以下のもの	基準による申請にあっては 251,000円、その他の基準による申請にあっては432,200円
申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては325,700円、その他の基準による申請にあっては567,900円
申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては370,100円、その他の基準による申請にあっては665,500円
一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する共用部分に限る。）	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 122,400円
床面積の合計が1,000平方メートル	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの 154,200円
床面積の合計が1,000平方メートル	201,900円



		よる申請にあ つては <u>309,000</u> 円
床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>158,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>399,000</u> 円	
床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>256,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>569,000</u> 円	
床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>334,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>701,000</u> 円	
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>402,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ	

		よる申請にあ つては <u>319,400</u> 円
床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>163,400円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>412,300</u> 円	
床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>264,700円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>588,600</u> 円	
床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>345,700円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ つては <u>725,100</u> 円	
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては <u>415,600円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ	

		<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては471,000円、その他の基準による申請にあつては946,000円</p>	<p>20,000円</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>28,000円</p>
		<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>40,000円</p>	<p>103,000円</p>
		<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>155,000円</p>	

		<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては487,300円、その他の基準による申請にあつては977,600円</p>	<p>21,100円</p>
	<p>一戸建ての住宅以外の住宅の工場等の用途に供する部分</p>	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>29,600円</p>
		<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>41,800円</p>	<p>106,500円</p>
		<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>160,100円</p>	

		193,000円	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの
		239,000円	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による計画にあっては94,000円、その他の基準による計画にあっては246,000円	市長が定める基準による計画にあっては120,000円、その他の基準による計画にあっては309,000円	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
			床面積の合計が2,000平方メートル
		市長が定める基準による計画	市長が定める基準による計画

		199,600円	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの
		247,300円	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	市長が定める基準による計画にあっては97,200円、その他の基準による計画にあっては254,700円	市長が定める基準による計画にあっては124,200円、その他の基準による計画にあっては319,400円	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの
			床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの
			床面積の合計が2,000平方メートル
		市長が定める基準による計画	市長が定める基準による計画



建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,000円	28,000円
			申請戸数が1戸の もの	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,000円	40,000円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	6,000円	103,000円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,000円	155,000円
			申請戸数が1戸の もの	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,000円	193,000円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,000円	239,000円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの

建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,300円	29,600円
			申請戸数が1戸の もの	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,300円	41,800円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	6,600円	106,500円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,300円	160,100円
			申請戸数が1戸の もの	床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,300円	199,600円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの
建築物 エネルギー 消費性能 確保計	認定建 築物エ ネルギー 消費 性能向	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以 外の住宅の住戸部 分	3,300円	247,300円
			申請戸数が2戸以 上5戸以下のもの	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの





		82,000円
その他の建築物	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	82,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	130,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	10,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	17,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル	82,000円

		85,000円
その他の建築物	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	85,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	107,600円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	134,600円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	5,300円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	11,100円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	18,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	54,000円
	床面積の合計が5,000平方メートル	85,000円

		ルを超え、1万平方メートル以下のもの	104,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	130,000円
	その他 の場合	市長が定める基準による申請にあっては、 <u>9,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>19,000円</u>	
	一戸建ての住宅	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>9,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>19,000円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>18,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>38,000円</u>
		申請戸数が6戸以上	市長が定める

		ルを超え、1万平方メートル以下のもの	107,600円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	134,600円
	その他 の場合	市長が定める基準による申請にあっては、 <u>10,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>20,200円</u>	
	一戸建ての住宅	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>10,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>20,200円</u>
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>19,400円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>39,900円</u>
		申請戸数が6戸以上	市長が定める

上10戸以下のもの	基準による申請にあっては 27,000円、その他の基準による申請にあっては55,000円
申請戸数が11戸以上26戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては40,000円、その他の基準による申請にあっては78,000円
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては60,000円、その他の基準による申請にあっては112,000円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては94,000円、その他の基準による申請にあっては163,000円
申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては135,000円、その他の基準による申請にあっては

上10戸以下のもの	基準による申請にあっては 28,700円、その他の基準による申請にあっては57,600円
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては41,800円、その他の基準による申請にあっては81,300円
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては62,600円、その他の基準による申請にあっては116,100円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては97,700円、その他の基準による申請にあっては168,600円
申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては139,800円、その他の基準による申請にあっては





平方メートル以下 のもの	82,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては202,000円
床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 136,000円、そ の他の基準に よる申請にあ っては293,000 円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては 181,000円、そ の他の基準に よる申請にあ っては364,000 円
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 218,000円、そ の他の基準に よる申請にあ っては432,000 円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 257,000円、そ の他の基準に

平方メートル以下 のもの	85,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては209,300円
床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 140,900円、そ の他の基準に よる申請にあ っては303,200 円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては 187,100円、そ の他の基準に よる申請にあ っては376,800 円
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 225,200円、そ の他の基準に よる申請にあ っては446,300 円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 265,500円、そ の他の基準に

		よる申請にあ つては <u>494,000</u> 円
一戸建ての住宅以 外の住宅の工場等 の用途に供する部 分	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	<u>11,000円</u>
	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	<u>16,000円</u>
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	<u>23,000円</u>
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	<u>60,000円</u>
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	<u>91,000円</u>
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	<u>113,000円</u>
	床面積の合計が2 万5,000平方メー	<u>141,000円</u>

		よる申請にあ つては <u>511,000</u> 円
一戸建ての住宅以 外の住宅の工場等 の用途に供する部 分	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	<u>11,400円</u>
	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	<u>16,600円</u>
	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000 平方メートル以下 のもの	<u>24,000円</u>
	床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000 平方メートル以下 のもの	<u>62,100円</u>
	床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平 方メートル以下の もの	<u>94,300円</u>
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	<u>117,200円</u>
	床面積の合計が2 万5,000平方メー	<u>145,700円</u>

		トルを超えるもの 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 48,000円、その 他の基準によ る計画にあつ ては124,000円
その他の建築物の 工場等の用途に供 する部分を除いた 部分		床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 61,000円、その 他の基準によ る計画にあつ ては156,000円
		床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 82,000円、その 他の基準によ る計画にあつ ては202,000円
		床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 136,000円、そ の他の基準に よる計画にあ つては293,000 円
		床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え、1万平	市長が定める 基準による計 画にあっては

		トルを超えるもの 床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 49,900円、その 他の基準によ る計画にあつ ては128,300円
その他の建築物の 工場等の用途に供 する部分を除いた 部分		床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 63,600円、その 他の基準によ る計画にあつ ては161,600円
		床面積の合計が 1,000平方メート ルを超え、2,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 85,000円、その 他の基準によ る計画にあつ ては209,300円
		床面積の合計が 2,000平方メート ルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による計 画にあっては 140,900円、そ の他の基準に よる計画にあ つては303,200 円
		床面積の合計が 5,000平方メート ルを超え、1万平	市長が定める 基準による計 画にあっては

方メートル以下のもの	181,000円、その他の基準による計画にあつては364,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては218,000円、その他の基準による計画にあつては432,000円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による計画にあつては257,000円、その他の基準による計画にあつては494,000円
その他の建築物の工場の用途に供する部分	
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	16,000円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	23,000円

方メートル以下のもの	187,100円、その他の基準による計画にあつては376,800円
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあつては225,200円、その他の基準による計画にあつては446,300円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による計画にあつては265,500円、その他の基準による計画にあつては511,000円
その他の建築物の工場の用途に供する部分	
床面積の合計が300平方メートル以下のもの	11,400円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	16,600円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	24,000円

	のもの	60,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	91,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	113,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	141,000円

(91) 建築物省エネルギー令第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請及び同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー第30条第1項第	
	戸建ての住宅	5,000円
	戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	5,000円
	申請戸数が1戸のもの	10,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	17,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	29,000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	

	のもの	62,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	94,300円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	117,200円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	145,700円

(91) 建築物省エネルギー令第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請及び同法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る認定の申請 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
建築物 エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー第30条第1項第	
	戸建ての住宅	5,500円
	戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	5,500円
	申請戸数が1戸のもの	10,700円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	18,100円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	30,700円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	

1号に掲げる基準に適合することであることを証する断面を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	49,000円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	88,000円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	139,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	176,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	188,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	17,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	29,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	87,000円
床面積の合計が5,000平方メートル	137,000円		

1号に掲げる基準に適合することであることを証する断面を添付する場合	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。）	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	51,400円
		申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	91,800円
		申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	143,800円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	182,300円
		申請戸数が301戸以上のもの	194,500円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,700円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	18,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	30,700円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	90,600円
床面積の合計が5,000平方メートル	142,000円		



			174,000円
もの	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		217,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの		17,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの		29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの		87,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		137,000円
	床面積の合計が1		174,000円

			180,000円
もの	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの		
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの		224,400円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		10,700円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの		18,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの		30,700円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの		90,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの		142,000円
	床面積の合計が1		180,000円

		万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	217,000円	建築物省エネ 法第30条第1 項第1号に規 定する建築物 エネルギー消 費性能誘導基 準に基づいて 簡易な手法に より審査すべ きものとして 市長が別に定 める審査基準 (以下この表 において単に 「市長が定め る基準」とい う。)による申 請にあっては 18,000円、その 他の基準によ る申請にあっ ては37,000円
	一戸建ての住宅	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの		市長が定める 基準による申 請にあっては 18,000円、その
その他 の場合				

		万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	224,400円	建築物省エネ 法第30条第1 項第1号に規 定する建築物 エネルギー消 費性能誘導基 準に基づいて 簡易な手法に より審査すべ きものとして 市長が別に定 める審査基準 (以下この表 において単に 「市長が定め る基準」とい う。)による申 請にあっては 19,200円、その 他の基準によ る申請にあっ ては38,800円
	一戸建ての住宅	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの		市長が定める 基準による申 請にあっては 19,200円、その
その他 の場合				

		他の基準による申請にあっては <u>37,000円</u>
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>35,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>75,000円</u>	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>51,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>106,000円</u>	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>75,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>150,000円</u>	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>112,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>215,000円</u>	
申請戸数が51戸以上	市長が定める	

		他の基準による申請にあっては <u>38,800円</u>
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>37,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>78,000円</u>	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>53,200円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>110,200円</u>	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>78,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>155,300円</u>	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>116,100円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>222,200円</u>	
申請戸数が51戸以上	市長が定める	

		基準による申請にあっては 171,000円、その他の基準による申請にあっては309,000円	上100戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては243,000円、その他の基準による申請にあっては418,000円	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては315,000円、その他の基準による申請にあっては549,000円	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては358,000円、その他の基準による申請にあっては644,000円	申請戸数が301戸以上のもの
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部	118,000円	床面積の合計が300平方メートル

		基準による申請にあっては177,100円、その他の基準による申請にあっては319,800円	上100戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては251,000円、その他の基準による申請にあっては432,200円	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては325,700円、その他の基準による申請にあっては567,900円	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの
		市長が定める基準による申請にあっては370,100円、その他の基準による申請にあっては665,500円	申請戸数が301戸以上のもの
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部	122,400円	床面積の合計が300平方メートル

分(省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	以下のもの	149,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	195,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	304,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	390,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	466,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	543,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては94,000円、その

分(省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	以下のもの	154,200円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	201,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	314,300円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	403,400円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	482,100円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	561,600円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては97,600円、その

		他の基準による申請にあっては <u>246,000円</u>
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>120,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>309,000円</u>	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>158,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>399,000円</u>	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>256,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>569,000円</u>	
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>334,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては	

		他の基準による申請にあっては <u>254,400円</u>
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>124,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>319,400円</u>	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>163,400円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>412,300円</u>	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>264,700円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>588,600円</u>	
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>345,700円</u> 、その他の基準による申請にあっては	

		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>402,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>329,000円</u>	つては <u>701,000円</u>
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>471,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>946,000円</u>	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>94,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>216,000円</u>	
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>120,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>309,000円</u>	

		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>415,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>856,700円</u>	つては <u>725,100円</u>
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>487,300円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>977,600円</u>	
	その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>97,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>254,400円</u>	
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>124,600円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>319,400円</u>	

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>158,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>399,000</u> 円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>256,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>569,000</u> 円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>334,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>701,000</u> 円
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>402,000円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>829,000</u> 円
	床面積の合計が2	市長が定める

	床面積の合計が 1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>163,400円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>412,300</u> 円
	床面積の合計が 2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>264,700円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>588,600</u> 円
	床面積の合計が 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>345,700円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>725,100</u> 円
	床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては <u>416,600円</u> 、そ の他の基準に よる申請にあ っては <u>856,700</u> 円
	床面積の合計が2	市長が定める

建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する同法第30条第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	万5,000平方メートルを超えるもの	基準による申請にあつては471,000円、その他の基準による申請にあつては946,000円
			申請戸数が1戸のもの	3,000円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	6,000円
			申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	10,000円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	17,000円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	29,000円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	53,000円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	83,000円
			申請戸数が301戸以上のもの	106,000円
建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する同法第30条第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が301戸以上のもの	113,000円
			床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,000円
			床面積の合計が	10,000円

建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する同法第30条第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	万5,000平方メートルを超えるもの	基準による申請にあつては487,300円、その他の基準による申請にあつては977,600円
			申請戸数が1戸のもの	3,300円
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,300円
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	6,600円
			申請戸数が11戸以上26戸以下のもの	10,600円
			申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	18,100円
			申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	30,700円
			申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	55,400円
			申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	86,100円
			申請戸数が301戸以上のもの	110,200円
建築物 エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	市長が定める機関が交付した建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する同法第30条第1号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する	一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が301戸以上のもの	117,200円
			床面積の合計が300平方メートル以下のもの	6,600円
			床面積の合計が	10,700円



メートル以下のもの	17,000円				
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの		52,000円			
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの			82,000円		
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの				104,000円	
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの					130,000円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの					6,000円
その他の建築物					10,000円

メートル以下のもの					18,100円
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの					54,300円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの				85,400円	
床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの					107,900円
床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの					134,600円
その他の建築物					6,600円
					10,700円

		17,000円
その他 の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
		市長が定める基準による申請にあっては9,000円、その他の基準による申請にあっては19,000円
		市長が定める基準による申請にあっては17,000円
		市長が定める基準による申請にあっては104,000円
		市長が定める基準による申請にあっては130,000円
		市長が定める基準による申請にあっては10,000円、その他の基準による申請にあっては20,200円
		市長が定める基準による申請にあっては18,100円

		18,100円
その他 の場合	一戸建ての住宅	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のも
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のも
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの
		市長が定める基準による申請にあっては10,000円、その他の基準による申請にあっては20,200円
		市長が定める基準による申請にあっては54,300円
		市長が定める基準による申請にあっては85,400円
		市長が定める基準による申請にあっては107,900円
		市長が定める基準による申請にあっては134,600円
		市長が定める基準による申請にあっては10,000円、その他の基準による申請にあっては20,200円
		市長が定める基準による申請にあっては18,100円

		9,000円、その他の基準による申請にあつては19,000円
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては18,000円、その他の基準による申請にあつては38,000円	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては27,000円、その他の基準による申請にあつては55,000円	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては40,000円、その他の基準による申請にあつては78,000円	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては60,000円、その他の基準による申請にあつては112,000円	
申請戸数が51戸以上	市長が定める	

		10,000円、その他の基準による申請にあつては20,200円
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては19,400円、その他の基準による申請にあつては39,900円	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては28,700円、その他の基準による申請にあつては57,600円	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては41,900円、その他の基準による申請にあつては81,300円	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては62,600円、その他の基準による申請にあつては116,100円	
申請戸数が51戸以上	市長が定める	

		基準による申請にあっては 94,000円、その他の基準による申請にあっては163,000円
上100戸以下のもの	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては135,000円、その他の基準による申請にあっては223,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては175,000円、その他の基準による申請にあっては292,000円
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては197,000円、その他の基準による申請にあっては341,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	60,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第	

		基準による申請にあっては97,700円、その他の基準による申請にあっては168,600円
上100戸以下のもの	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては139,800円、その他の基準による申請にあっては230,700円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては181,200円、その他の基準による申請にあっては301,700円
	申請戸数が301戸以上のもの	市長が定める基準による申請にあっては203,700円、その他の基準による申請にあっては352,400円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	62,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（省令第13条第	

		76,000円
3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	100,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	160,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	200,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	250,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	293,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	市長が定める基準による申請にあっては48,000円、その他の基準によ

		79,100円
8項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	103,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	165,600円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	216,300円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	258,400円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	302,800円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	市長が定める基準による申請にあっては50,300円、その他の基準によ

		る申請にあつては124,000円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては61,000円、その他の基準による申請にあつては156,000円	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては82,000円、その他の基準による申請にあつては202,000円	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては136,000円、その他の基準による申請にあつては293,000円	
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては181,000円、その他の基準による申請にあつては364,000円	
床面積の合計が1	市長が定める	

		る申請にあつては128,700円
床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては63,600円、その他の基準による申請にあつては161,600円	
床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては85,400円、その他の基準による申請にあつては206,900円	
床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては140,900円、その他の基準による申請にあつては302,800円	
床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては187,100円、その他の基準による申請にあつては376,800円	
床面積の合計が1	市長が定める	

	万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	基準による申 請にあっては 218,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては432,000 円
	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 257,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては494,000 円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	省市長が定め る基準による 申請にあって は48,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては124,000 円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 61,000円、その 他の基準によ る申請にあって は156,000円
	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000	市長が定める 基準による申 請にあっては

	万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	基準による申 請にあっては 225,500円、そ の他の基準に よる申請にあ つては446,300 円
	床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 265,500円、そ の他の基準に よる申請にあ つては511,000 円
その他の建築物	床面積の合計が 300平方メートル 以下のもの	省市長が定め る基準による 申請にあって は50,300円、そ の他の基準に よる申請にあ つては128,700 円
	床面積の合計が 300平方メートル を超え、1,000平方 メートル以下のもの	市長が定める 基準による申 請にあっては 63,600円、その 他の基準によ る申請にあって は161,600円
	床面積の合計が 1,000平方メー トルを超え、2,000	市長が定める 基準による申 請にあっては

平方メートル以下 のもの	82,000円、その 他の基準によ る申請にあつ ては202,000円
床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 136,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては293,000 円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあつては 181,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては364,000 円
床面積の合計が1 万平方メー、トルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 218,000円、そ の他の基準に よる申請にあ つては432,000 円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 257,000円、そ の他の基準に

平方メートル以下 のもの	85,400円、その 他の基準によ る申請にあつ ては208,900円
床面積の合計が 2,000平方メー トルを超え、5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 140,900円、そ の他の基準に よる申請にあ つては302,800 円
床面積の合計が 5,000平方メー トルを超え、1万平 方メートル以下の もの	市長が定める 基準による申 請にあつては 187,100円、そ の他の基準に よる申請にあ つては376,800 円
床面積の合計が1 万平方メートルを 超え、2万5,000 平方メートル以下 のもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 225,500円、そ の他の基準に よる申請にあ つては446,300 円
床面積の合計が2 万5,000平方メー トルを超えるもの	市長が定める 基準による申 請にあつては 265,500円、そ の他の基準に

		よる申請にあ っては494,000 円
--	--	---------------------------

備考

ア 建築物省エネ法第30条第2項（同法第31条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築基準法第8条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

イ 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請をする場合において、同条第3項各号に掲げる事項を記載するときは、当該計画に係る建築物ごとに、この表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

ウ 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載している建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合（当該計画に新たに建築物を追加する場合は当該計画から建築物を削除する場合を除く。）は、当該変更に係る一の建築物ごとに、この表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

エ 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表の区分の欄掲建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(92) 削除

(93) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又	一戸建ての住宅	1,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1,000円
	申請戸数が1戸のもの	
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,000円

		よる申請にあ っては511,000 円
--	--	---------------------------

備考

ア 建築物省エネ法第30条第2項（同法第31条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る建築基準法第8条第1項の規定による確認の申請書を提出する場合には、この表に掲げる額に、第10号に掲げる額を加えた額とする。

イ 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請をする場合において、同条第3項各号に掲げる事項を記載するときは、当該計画に係る一の建築物ごとに、この表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

ウ 建築物省エネ法第29条第3項各号に掲げる事項を記載している建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合（当該計画に新たに建築物を追加する場合は当該計画から建築物を削除する場合を除く。）は、当該変更に係る一の建築物ごとに、この表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

エ 建築物エネルギー消費性能向上計画に新たに建築物を追加する場合は、追加する一の建築物ごとに、この表の区分の欄掲建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に掲げる区分に応じ、それぞれ金額の欄に掲げる額を合算した額とする。

(92) 削除

(93) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物又	一戸建ての住宅	1,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1,500円
	申請戸数が1戸のもの	
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	3,100円

<p>は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分のみ共用部分のみの建築物の場 合</p>	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,000円	
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,000円	
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,000円	
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	26,000円	
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円	
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円	
	申請戸数が301戸以上のもの	56,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第4条第3項第1号若しくは第13条第2項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円	

<p>は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第3項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分のみ共用部分のみの建築物の場 合</p>	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	5,300円	
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	8,900円	
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	14,900円	
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	27,300円	
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	42,500円	
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	55,100円	
	申請戸数が301戸以上のもの	58,000円	
	一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第4条第3項第1号若しくは第13条第2項第1号の規定を適用する建築物又は省令第4条第3項第2号若しくは第13条第2項第2号の規定を適用する場合であって、判定に係る部分が共用部分のみの建築物の共用部分に限る。)	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	42,600円	

		52,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	28,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円

		53,700円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	42,600円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円

	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
その他の建築物		建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物にエネルギー消費性能基準
その他の場合	一戸建ての住宅	

	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	42,600円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円
その他の建築物		建築物省エネルギー法第2条第1項第3号に規定する建築物にエネルギー消費性能基準
その他の場合	一戸建ての住宅	

	<p>及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあっては<u>4,000</u>円、その他の基準による申請にあっては<u>9,000</u>円</p>
	<p>市長が定める基準による申請にあっては<u>4,000</u>円、その他の基準による申請にあっては</p>
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p>	<p>申請戸数が1戸のもの</p>

	<p>及び同法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準に基づいて簡易な手法により審査すべきものとして市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)による申請にあっては<u>5,100</u>円、その他の基準による申請にあっては<u>10,000</u>円</p>
	<p>市長が定める基準による申請にあっては<u>5,100</u>円、その他の基準による申請にあっては</p>
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分</p>	<p>申請戸数が1戸のもの</p>

		ては <u>19,000円</u>
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>19,000円</u> 出、その他の基準による申請にあっては <u>19,000円</u>	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>13,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>27,000円</u>	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>20,000円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>39,000円</u>	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては	

		ては <u>10,000円</u>
申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>9,600円</u> 出、その他の基準による申請にあっては <u>19,700円</u>	
申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>14,200円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>28,400円</u>	
申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては <u>21,100円</u> 、その他の基準による申請にあっては <u>40,700円</u>	
申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては	

		30,000円、その他の基準による申請にあつては56,000円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては47,000円、その他の基準による申請にあつては81,000円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては87,000円、その他の基準による申請にあつては111,000円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては87,000円、その他の基準による申請にあつては149,000円
	申請戸数が301戸以上	市長が定め

		31,500円、その他の基準による申請にあつては58,200円
	申請戸数が51戸以上100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては49,200円、その他の基準による申請にあつては84,300円
	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては70,100円、その他の基準による申請にあつては115,300円
	申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては90,600円、その他の基準による申請にあつては151,200円
	申請戸数が301戸以上	市長が定め

上のもの	基準による申請にあつては 98,000円、その他の基準による申請にあつては 170,000円
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2万5,000平方メートル</p>	<p>30,000円</p> <p>38,000円</p> <p>50,000円</p> <p>80,000円</p> <p>104,000円</p> <p>125,000円</p> <p>146,000円</p>

上のもの	基準による申請にあつては 102,000円、その他の基準による申請にあつては 176,400円
<p>一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第4条第3項第1号又は第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2万5,000平方メートル</p>	<p>31,200円</p> <p>39,500円</p> <p>51,800円</p> <p>83,100円</p> <p>108,000円</p> <p>129,500円</p> <p>151,600円</p>

<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>を超えるもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>24,000円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>52,000円</p>
	<p>床面積の合計が800平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>30,000円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>78,000円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>41,000円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>101,000円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>68,000円、その他</p>

<p>一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分であって、工場の用途に供する部分を除いた部分</p>	<p>を超えるもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>24,900円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>64,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>31,900円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>80,600円</p>
	<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>42,600円、その他の基準による申請にあつては</p> <p>104,300円</p>
	<p>床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあつては</p> <p>70,500円、その他</p>

		<p>他の基準による申請にあっては 146,000円</p> <p>市長が定める基準による申請にあっては 90,000円、その他の基準による申請にあっては 182,000円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあっては 109,000円、その他の基準による申請にあっては 216,000円</p>
	<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあっては 128,000円、その他の基準による申請にあっては 247,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>5,000円</p>

		<p>他の基準による申請にあっては 151,100円</p> <p>市長が定める基準による申請にあっては 93,200円、その他の基準による申請にあっては 188,300円</p>
	<p>床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあっては 112,900円、その他の基準による申請にあっては 223,500円</p>
	<p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による申請にあっては 132,700円、その他の基準による申請にあっては 255,500円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p>	<p>5,700円</p>

の用途に供する部分	もの	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	8,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	11,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	30,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	45,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	56,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	70,000円
		その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

の用途に供する部分	もの	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	8,300円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	11,900円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	31,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	47,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	58,500円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	72,800円
		その他の建築物の工場等の用途に供する部分を除いた部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 30,000円、それ以外の基準による計画にあっては70,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 41,000円、それ以外の基準による計画にあっては101,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 68,000円、それ以外の基準による計画にあっては146,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 90,000円、それ以外の基準

	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 31,900円、それ以外の基準による計画にあっては80,600円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 42,600円、それ以外の基準による計画にあっては104,300円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 70,500円、それ以外の基準による計画にあっては151,100円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	市長が定める基準による計画にあっては 93,200円、それ以外の基準

		<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 182,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 109,000円、 それ以外の基準による計画にあっては 216,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 128,000円、 それ以外の基準による計画にあっては 247,000円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 182,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 109,000円、 それ以外の基準による計画にあっては 216,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 128,000円、 それ以外の基準による計画にあっては 247,000円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,000円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,000円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,000円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,000円</p>

		<p>床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 188,300円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 112,900円、 それ以外の基準による計画にあっては 223,500円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 132,700円、 それ以外の基準による計画にあっては 255,500円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 188,300円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 112,900円、 それ以外の基準による計画にあっては 223,500円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 132,700円、 それ以外の基準による計画にあっては 255,500円</p>
	<p>床面積の合計が300平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの</p> <p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,700円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,300円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,900円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,700円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,300円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,900円</p>	<p>市長が定める基準による計画にあっては 5,700円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 8,300円</p> <p>市長が定める基準による計画にあっては 11,900円</p>

	一トール以下のもの	30,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	45,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	56,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	70,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	

(93の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽減な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
市長が定める機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書を添付する	一戸建ての住宅	1,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1,000円
	申請戸数が1戸のもの	3,000円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	5,000円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	8,000円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	14,000円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	26,000円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの		

	一トール以下のもの	31,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	47,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	58,500円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	72,800円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	

(93の2) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の軽減な変更に関する証明書の交付 1件につき次の表に掲げる額

区分		金額
市長が定める機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上法第30条第1項第1号(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)に掲げる基準に適合することを証する書を添付する	一戸建ての住宅	1,500円
	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	1,500円
	申請戸数が1戸のもの	3,100円
	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	5,300円
	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	8,900円
	申請戸数が11戸以上25戸以下のもの	14,900円
	申請戸数が26戸以上50戸以下のもの	27,300円
申請戸数が51戸以上100戸以下のもの		

場合	戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	41,000円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	53,000円
		申請戸数が301戸以上のもの	56,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
戸建ての住宅以外の	床面積の合計が300	3,000円	

場合	戸建ての住宅以外の住宅の共用部分(省令第13条第3項第1号の規定を適用する建築物の共用部分に限る。)	申請戸数が101戸以上200戸以下のもの	42,500円
		申請戸数が201戸以上300戸以下のもの	55,100円
		申請戸数が301戸以上のもの	58,000円
		床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
		床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	42,600円
		床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	53,700円
		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円
戸建ての住宅以外の	床面積の合計が300	3,100円	

外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	41,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	52,000円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	65,000円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,000円
	床面積の合計が	8,000円
その他の建築物		

外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	平方メートル以下のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	8,900円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	26,900円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	42,600円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	53,700円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	67,300円
	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	3,100円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	5,500円
	床面積の合計が	8,900円
その他の建築物		

	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	26,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	41,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	52,000円	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	65,000円	
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)	

	1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	26,900円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	42,600円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	53,700円	
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	67,300円	
その他の場合	一戸建ての住宅	建築物省エネ法第30条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定める審査基準(以下この表において単に「市長が定める基準」という。)	

	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>4,000円</u> 、その他の基準による申請にあつては、 <u>9,000円</u>
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>9,000円</u> 、その他の基準による申請にあつては、 <u>19,000円</u>
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>13,000円</u> 、その他の基準による申請にあつては

	一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>5,100円</u> 、その他の基準による申請にあつては、 <u>10,000円</u>
		申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>9,600円</u> 、その他の基準による申請にあつては、 <u>19,700円</u>
		申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては、 <u>14,200円</u> 、その他の基準による申請にあつては

		27,000円	市長が定める基準による申請にあっては 20,000円、その他の基準による申請にあっては 30,000円
	申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 20,000円、その他の基準による申請にあっては 30,000円	
	申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 30,000円、その他の基準による申請にあっては 50,000円	
	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 40,000円、その他の基準による申請にあっては 80,000円	
	申請戸数が101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 60,000円、その他の基準による申請にあっては 100,000円	

		28,400円	市長が定める基準による申請にあっては 21,000円、その他の基準による申請にあっては 40,700円
	申請戸数が11戸以上 25戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 21,000円、その他の基準による申請にあっては 40,700円	
	申請戸数が26戸以上 50戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 31,600円、その他の基準による申請にあっては 50,900円	
	申請戸数が51戸以上 100戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 40,200円、その他の基準による申請にあっては 84,300円	
	申請戸数が101戸以上 200戸以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては 70,100円、その他の基準による申請にあっては 110,200円	

	他の基準 による申請 にあつては 111,000円	申請戸数が201戸以 上300戸以下のもの	
	市長が定め る基準によ る申請にあ つては 87,000円、そ の他の基準 による申請 にあつては 146,000円	申請戸数が301戸以 上のもの	
	市長が定め る基準によ る申請にあ つては 98,000円、そ の他の基準 による申請 にあつては 170,000円	申請戸数が300 平方メートル以下の もの	一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分(省令第13条第3 項第1号の規定を 適用する建築物の 共用部分に限る。)
	30,000円	床面積の合計が300 平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以下のもの	
	38,000円	床面積の合計が300 平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以下のもの	
	50,000円	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以下のもの	

	他の基準 による申請 にあつては 115,300円	申請戸数が201戸以 上300戸以下のもの	
	市長が定め る基準によ る申請にあ つては 90,600円、そ の他の基準 による申請 にあつては 151,200円	申請戸数が301戸以 上のもの	
	市長が定め る基準によ る申請にあ つては 102,000円、 その他の基 準による申 請にあつて は176,400円	申請戸数が300 平方メートル以下の もの	一戸建ての住宅以 外の住宅の共用部 分(省令第13条第3 項第1号の規定を 適用する建築物の 共用部分に限る。)
	31,200円	床面積の合計が300 平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以下のもの	
	39,500円	床面積の合計が300 平方メートルを超 え、1,000平方メー トル以下のもの	
	51,800円	床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以下のもの	

		80,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	104,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	125,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え、2万5,000平方メートル以下のもの	145,000円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては 24,000円、その他の基準による申請にあつては 62,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては 30,000円、その他の基準による申請にあつては 78,000円

		88,100円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のもの	109,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以下のもの	129,500円
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	151,600円
一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分及び共用部分以外の部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては 24,000円、その他の基準による申請にあつては 64,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあつては 31,900円、その他の基準による申請にあつては 80,600円

		床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 41,000円、そ の他の基準 による申請 にあつては 101,000円
		床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 68,000円、そ の他の基準 による申請 にあつては 146,000円
		床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 90,000円、そ の他の基準 による申請 にあつては 182,000円
		床面積の合計が1万 平方メートルを超 え、2万5,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 109,000円、 その他の基

		床面積の合計が 1,000平方メートル を超え、2,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 42,600円、そ の他の基準 による申請 にあつては 104,300円
		床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 70,500円、そ の他の基準 による申請 にあつては 151,100円
		床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 93,200円、そ の他の基準 による申請 にあつては 188,300円
		床面積の合計が1万 平方メートルを超 え、2万5,000平方メ ートル以下のもの	市長が定め る基準によ る申請にあ っては 112,900円、 その他の基

		<p>準による申請にあっては215,000円</p> <p>市長が定める基準による申請にあっては128,000円、その他の基準による申請にあっては247,000円</p>
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては24,000円、その他の基準による申請にあっては62,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては30,000円、その他の基準による申請にあっては78,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては80,600円

		<p>準による申請にあっては223,500円</p> <p>市長が定める基準による申請にあっては132,700円、その他の基準による申請にあっては255,500円</p>
	床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては24,800円、その他の基準による申請にあっては64,000円
その他の建築物	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては31,900円、その他の基準による申請にあっては80,600円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のもの	市長が定める基準による申請にあっては80,600円

	一トール以下のもの	<p>つては 41,000円、そ 他の基準 による申請 にあつては 101,000円</p> <p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 68,000円、そ 他の基準 による申請 にあつては 146,000円</p> <p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 90,000円、そ 他の基準 による申請 にあつては 182,000円</p>
	<p>床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方メ ートル以下のもの</p>	<p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 109,000円、 その他の基 準による申 請にあつて は216,000円</p>
	<p>床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メ ートル以下のもの</p>	
	<p>床面積の合計が1万 平方メートルを超 え、2万5,000平方メ ートル以下のもの</p>	

	一トール以下のもの	<p>つては 42,600円、そ 他の基準 による申請 にあつては 104,300円</p> <p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 70,500円、そ 他の基準 による申請 にあつては 151,100円</p> <p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 93,200円、そ 他の基準 による申請 にあつては 188,300円</p>
	<p>床面積の合計が 2,000平方メートル を超え、5,000平方メ ートル以下のもの</p>	<p>市長が定め る基準によ る申請にあ つては 112,900円、 その他の基 準による申 請にあつて は223,500円</p>
	<p>床面積の合計が 5,000平方メートル を超え、1万平方メ ートル以下のもの</p>	
	<p>床面積の合計が1万 平方メートルを超 え、2万5,000平方メ ートル以下のもの</p>	

		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては 128,000円、 その他の基準による申請にあっては 247,000円
--	--	----------------------------	---

(94)

～ 略

(96)

(97) 静岡県屋外広告物条例第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の許可の申請、同条例第12条第2項の規定による許可期間の更新の申請又は同条例第18条第1項の規定による変更等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額（2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときは同表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額）。ただし、変更等の許可の申請にあっては、同表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

区分	種類	算定単位	金額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積5平方メートル未満に	1,330円
第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）	1枚、1本又は1個につき	180円
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートル未満に	1,590円
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100枚までごとに	390円

		床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの	市長が定める基準による申請にあっては 132,700円、 その他の基準による申請にあっては 255,500円
--	--	----------------------------	---

(94)

～ 略

(96)

(97) 静岡県屋外広告物条例第5条若しくは第6条第4項若しくは第5項の許可の申請、同条例第12条第2項の規定による許可期間の更新の申請又は同条例第18条第1項の規定による変更等の許可の申請 1件につき次の表に掲げる額（2年を超えて広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとするときは同表に掲げる額に100分の150を乗じて得た額）。ただし、変更等の許可の申請にあっては、同表に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

区分	種類	算定単位	金額
第1種	広告塔、広告板その他これらに類するもの（第3種のものを除く。）	表示面積5平方メートル未満に	1,330円
第2種	静岡県屋外広告物条例第4条第3項第2号から第4号までに掲げるもの（第3種のものを除く。）	1枚、1本又は1個につき	120円
第3種	照明装置のあるもの	表示面積5平方メートル未満に	1,600円
第4種	はり紙（第3種のものを除く。）	100枚までごとに	490円

第5種	書き付けられて取り付けられる広告 物その他これに類するもの（第3種の ものを除く。）	1組又は1 個につき	260円
-----	--	---------------	------

以下 略

第5種	書き付けられて取り付けられる広告 物その他これに類するもの（第3種の ものを除く。）	1組又は1 個につき	240円
-----	--	---------------	------

以下 略